

放射性廃棄物処理場の設工認要否判定結果について
(案)

令和2年6月4日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所バックエンド技術部

令和元年9月25日の原子力規制委員会での報告を踏まえ、放射性廃棄物処理場の各施設について、新規制基準適合性確認に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）に関して漏れなく申請されていることを確認するため、原子炉設置変更許可申請書（以下「許可申請書」という。）に記載された事項と後段規制との関係を整理した（資料1）。また、許可申請書に記載された設備機器を洗い出し、洗い出された設備機器について、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）との適合性の要否を整理した（資料2）。

その結果、以下について新たに設工認申請することで漏れなく申請されることを確認した。

- ① 第1廃棄物処理棟、第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟の落雷対策^{*1}（技術基準規則第8条第1項）
- ② 各処理施設の換気設備に対する生物学的事象対策^{*1}（技術基準規則第8条第1項）
- ③ 減容処理棟のガス供給設備に対する有毒ガス対策^{*1}（技術基準規則第8条第2項）
- ④ 各処理施設の制御盤等に対する電磁的障害対策^{*1}（技術基準規則第8条第2項）
- ⑤ 第1廃棄物処理棟、第2廃棄物処理棟及び解体分別保管棟の放射線管理施設（排気ダストモニタ、室内ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタ）に対する地震による損傷の防止^{*1}（技術基準規則第6条第1項）
- ⑥ 第1廃棄物処理棟、第2廃棄物処理棟、第3廃棄物処理棟、解体分別保管棟、減容処理棟、廃棄物保管棟・I、廃棄物保管棟・II及び固体廃棄物一時保管棟の安全避難通路（DBA対応時に用いる照明及び電源）^{*1}（技術基準規則第20条第3号）
- ⑦ 第2廃棄物処理棟のセル配電盤溢水防護カバーの耐震性^{*2}（技術基準規則第6条第1項）
- ⑧ 第2廃棄物処理棟のディーゼル発電機及びセル排風機に対する溢水対策^{*2}（技術基準規則第19条第1項）
- ⑨ 各処理施設に設ける処理前廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所の保管容量^{*1}（技術基準規則第36条第1項第1号）
- ⑩ 固体廃棄物一時保管棟の耐震性、構造及び保管容量^{*2}（技術基準規則第5条第1項、第6条第1項、第16条第1項、第16条第2項第1号、第36条第1項第1号、第36条第1項第2号及び第36条第2項）
- ⑪ 第1廃棄物処理棟、第2廃棄物処理棟、第3廃棄物処理棟、解体分別保管棟、減容処理棟及び排水貯留ポンドにおける溢水対策（管理区域外漏えい防止）^{*3}（技術基準規則第19条第2項）

- ※1 現在申請中である設工認（その6）に新規に追加し、補正申請を行う。
- ※2 現在申請中である設工認（その4）に新規に追加し、補正申請を行う。
- ※3 排水貯留ポンド以外の施設については、現在申請中である設工認（その6）に新規に追加し、補正申請を行う。排水貯留ポンドについては、現在申請中である設工認（その3）に新規に追加し、補正申請を行う。

なお、放射性廃棄物処理場においては、現在、設工認（その11）まで申請しているが、設工認申請の整理統合を図り、今回の要否整理の結果を踏まえた新規申請及び補正申請を表1のとおり進める予定である。

表 1 放射性廃棄物処理場設工認分割申請

申請番号	申請項目	該当施設
(その 1)	排水貯留ポンドのライニング施工 (①)	①排水貯留ポンド
(その 2)	耐震補強 (①②)	①第 1 廃棄物処理棟 ②第 2 廃棄物処理棟
(その 3) ※その 3 (一部)、その 6 (一部)、新規申請分を統合	<ul style="list-style-type: none"> ・外部事象影響 (①②) ・通信連絡設備の設置 (①②) ・液体廃棄物の廃棄設備の漏えい警報装置の設置 (①) ・<u>溢水対策</u> (①) 	①排水貯留ポンド ②保管廃棄施設・L
(その 4) ※その 3 (一部) その 4 (一部)、その 7、その 9、その 12 (予定)、新規申請分を統合	<ul style="list-style-type: none"> ・固化セル火災報知設備及びセル排風機自動消火設備の設置 (①) ・セル排風機配電盤溢水防護カバーの設置 (<u>耐震性追加</u>) (①) ・水噴霧消火設備の設置 (①) ・固化セル火災報知設備の設置 (①) ・セル排風機に係る動力ケーブルの材料 (①) ・アスファルト固化装置のベローズバルブの材料 (①) ・ディーゼル発電機及びセル排風機の溢水対策 (①) ・<u>固体廃棄物一時保管棟の耐震性</u> (②) ・<u>固体廃棄物一時保管棟の構造及び容量</u> (②) 	①第 2 廃棄物処理棟 ②固体廃棄物一時保管棟
(その 5)	耐震補強 (①)	①廃棄物保管棟・II
(その 6) ※その 3 (一部)、その 4 (一部)、その 6 (一部)、その 8、新規申請分を統合	<ul style="list-style-type: none"> ・外部事象影響 (<u>落雷対策</u> (①②④⑤)、<u>生物学的事象</u> (①②③④⑤)、<u>有毒ガス</u> (⑤)、<u>電磁的障害対策</u> (①②③④⑤) <u>追加</u>) ・誤操作防止に係るインターロックの設置 (①②③⑤) ・避難用照明、誘導標識及び誘導灯の設置 (<u>DBA 対応追加</u>) (①②③④⑤⑧) ・金属溶融設備及び焼却・溶融設備の圧力逃し機構の設置 (⑤) ・管理区域外への漏えい防止及び<u>溢水対策</u> (①②③④⑤) ・蒸発処理装置・I における漏えい防止に係る堰の設置 (③) ・液体廃棄物の廃棄設備の漏えい警報装置の設置 (①②③④⑤) ・通信連絡設備の設置 (①②③④⑤⑥⑦⑧⑨) ・消火設備等の設置 (①②③④⑤⑧) ・<u>放射線管理設備の耐震性</u> (①②④) ・<u>処理前廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所の容量</u> (①②③④⑤) 	①第 1 廃棄物処理棟 ②第 2 廃棄物処理棟 ③第 3 廃棄物処理棟 ④解体分別保管棟 ⑤減容処理棟 ⑥保管廃棄施設・M-1、M-2 ⑦特定廃棄物の保管廃棄施設 ⑧廃棄物保管棟・I、II ⑨保管廃棄施設・NL
(その 7) ※その 10 を変更	保管廃棄施設に係る津波防護対策 (①②③④)	①保管廃棄施設・M-1、M-2 ②特定廃棄物の保管廃棄施設 ③廃棄物保管棟・I、II ④保管廃棄施設・NL
(その 8) ※その 11 を変更	耐震補強 (①②③)	①第 3 廃棄物処理棟 ②解体分別保管棟 ③減容処理棟

下線は、新規追加申請

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

原科研究廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

項目	設置変更許可申請 設計、説明	設工認申請																保安規定		対象施設等	旧許可及び設工認に係る記載状況				既認可判断の理由			
		具体的な設計																申請 回	保安 規定		下 部 規 定 へ	旧許可:有 設工認:有	旧許可:有 設工認:無	旧許可:無 設工認:有		旧許可:無 設工認:無		
		No.																									保 安 規 定	評 価
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	評 価	保 安 規 定	①	②		③	④						
第3条 地盤	耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、施設を十分に支持することができる地盤に設ける。	○	○																既認可及び(2-1.2)(5-1)(8-1.2,3)(4-8)			a ~ n			a ~ m	n		
第4条 地震	耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。	○	○																既認可及び(2-1.2)(5-1)(8-1.2,3)(4-8)			a ~ n	a ~ m			n		
第5条 津波	遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。	○	○																(7-1)			h ~ m				h ~ m		
第6条	洪水・降水	考慮不要																										
	風(台風)対策	風荷重に対する設計は、建築基準法に基づいて行う。このため、風(台風)による被害を受けるおそれはない。	○	○																既認可及び(4-8)			a ~ e k ~ n	e		a, b, c, d, k, l, m	n	添付[a]列~[f~m]列参照
	竜巻対策	F1竜巻+随伴事象の発生を考慮しても安全機能を損なわない設計とする。	○	○	○	○													(3-1)(6-1)	○	○	a ~ n				a ~ n		
	凍結対策	放射性廃棄物の廃棄施設の主要な設備は、建家内に設置されており、凍結の影響を受けることはない。また、コンクリート製の建家及び躯体、遮蔽蓋、遮蔽体が凍結により影響を受けることはない。	○	○															既認可及び(4-9)			a ~ n	e		a, b, c, d, f, g, h, i, j, k, l, m	n	添付[a]列~[f~m]列参照	
	積雪対策	茨城県建築基準法関係条例に基づく垂直積雪量(東海村は30cm)を参考に、積雪量は40cmを想定して設計する。このため、積雪による被害を受けるおそれはない。	○	○															既認可及び(4-9)			a ~ n	e		a, b, c, d, f, g, h, i, j, k, l, m	n	添付[a]列~[f~m]列参照	
	落雷対策	必要な施設及び設備には、JISに準拠した避雷針を設ける。	○	○															(6-1)			a, b, d, e	e			a, b, d		
	地滑り	考慮不要																										
	火山対策	降下火砕物の層厚は極微量であり、影響を受けるおそれはない。(考慮不要)																										
		万一の降灰に備え、必要な対策(運転停止、火山灰除去)を行う。	○																		○	○	a ~ n				a ~ n	
	生物学的事象	換気系が枯葉等の影響を受けないように設計する。	○	○															(6-1)			a ~ e				a ~ e		
	森林火災対策	各施設の主要構造材は不燃性材料を使用する。	○	○															既認可及び(4-9)			a ~ n	a ~ m			n	添付[a]列~[f~m]列参照	
		内部火災に至らないことを確認する。	○	○															(3-1)(6-1)			a ~ n				a ~ n		
施設周辺の草木の管理その他必要に応じた対策を講じる。		○																	○	○	a ~ n				a ~ n			
自然現象の組合せ	考慮不要																											
飛来物(航空機落下等)	考慮不要																											
ダム崩壊	考慮不要																											
外部事象対策(人為事象)	爆発対策	所内の敷地内に設置するLNGタンク等の爆発による影響を考慮して設置する。	○															(6-1)			a ~ n				a ~ n			
	近隣工場の火災への対策	安全性に影響を与えるおそれがあるときは、必要に応じて防護対策をとる。																			次行のとおり対応							
	タンクローリーでLPGを所内運搬する場合には、運搬量を原子炉施設に影響を及ぼさない量に制限する。	○																	○	○	e				e			

許可申請書での説明		設置変更許可申請			設工認申請																保安規定		対象施設等	旧許可及び設工認に係る記載状況				既認可判断の理由					
		設計、説明			具体的な設計																申請 回	保安 規定		下 部 規 定 へ	旧許可:有 設工認:有	旧許可:有 設工認:無	旧許可:無 設工認:有		旧許可:無 設工認:無				
		後 段 で の 対 応	設 備 機 器 等	対 運 用 に よ る	No.														保 安 規 定 評 価														
					a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n															
																						①	②	③	④								
第6条	外部事象 対策 (人為事象)	有毒ガス	有毒ガスを使用する機器は、漏えいし難い構造とする。また、有毒ガスを使用する室にはガス漏れ検知器を配置するとともに、有毒ガスの供給源は建家の外に設ける。	○	○	○									173 203 206 209 212											(6-1)		e				e	
		船舶の衝突	考慮不要																														
		電磁的障害対策	高圧配電盤等の電磁的障害の影響を考慮した設計とする。	○	○	○	15 27	42 66 75 92	100 123 128	150	183 202 207 213														(6-1)		a ~ e				a ~ e		
第7条	不法侵入 対策	処理設備、保管廃棄施設を含む区域を設定し、区域への出入管理が適切に行える設計とする。		○	○																				○	○	a ~ n	e				a, b, c, d, f, g, h, i, j, k, l, m, n	
		研究所敷地内への入構管理を適切に行う。		○	○																						施設としての対応不要						
		処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は外部と切断して使用する。		○	○																				○	○	a, b, c, e				a, b, c, e		
第8条	火災による 損傷の防 止	構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。		○	○	○		71 82 83 84 88						224		227 228											既認可 及び (4-5,6)				b (一部), i, k	b (一部)	添付[b]列、[f~m]列参照
		廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。		○	○																			○	○	a ~ n				a ~ n			
		大型廃棄物等で可燃性又は難燃性のもは、火災防護上必要な措置を行う。		○	○																			○	○	a ~ n				a ~ n			
		持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。		○	○																			○	○	a ~ n				a ~ n			
		火災の検知及び消火	火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。	○	○	○	4 5	35 36 61 86	106 107	137 138	174 175							237 238	245 246	253 254							(4-3) (4-1) (4-4) (6-9)			a ~ e, l ~ n	a ~ e, l ~ n		添付[a]列~[f~m]列参照
	火災影響の軽減	耐火壁、防火戸等を設ける。	○	○	○	6 7 8	37 38	104 105	139 140 141	176 177 178							239 240	247 248							既認可		a ~ e, l, m	e		a ~ d, l, m	添付[a]列~[f~m]列参照		
第9条	溢水による 損傷の防 止等	溢水対策	施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。	○	○	○		34 60 62 85 87																○		(4-2) (4-7)		b			b	添付[b]列参照	
		管理区域外漏えい対策	廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。	○	○	○	9	40	108	144	179														○		(6-5) (6-6)		補正により対応 a ~ e	b, c, d, e	a		
			廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。	○	○	○	1	32	99	135	167															既認可		a ~ e	a, c, d, e	b		添付[a]列~[e]列参照	
第10条	誤操作の 防止	操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。		○	○																			○	○	a, b, c, e	e				a, b, c		
		操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。		○	○																			○	○	a, b, c, e					a, b, c, e	設工認技術基準規則に該当する条項がないため、設工認不要と考える。	
		有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるように設計する。		○	○																				○	○	a, b, c, e					a, b, c, e	
		運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。		○	○				34																		既認可		b			b	添付[b]列参照
第11条	安全避難 通路	容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。		○	○	○	13	39	110	148	181						241	249	251							(6-3)		補正により対応 a, b, c, d, e, l, m, n	e			a, b, c, d, l, m, n	添付[f~m]列参照
		照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。		○	○				13	39	110	148	181					241	249	251							(6-3)		補正により対応 a, b, c, d, e, l, m, n				a, b, c, d, e, l, m, n

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明	設置変更許可申請			設工認申請														保安規定		対象施設等	旧許可及び設工認に係る記載状況				既認可判断の理由			
	設計、説明			具体的な設計														申請 回	保安 規定		下部 規定 へ	旧許可:有 設工認:有	旧許可:有 設工認:無	旧許可:無 設工認:有		旧許可:無 設工認:無		
	後 段 で の 対 応	設 備 機 器 等	対 運 用 に よ る	No.																							保 安 規 定	評 価
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n											
																			①	②	③	④						
第12条 安全施設	安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるよう設計する。	○	○	○	1	32	99	135	167	216	219	221	224	231	227	234	242	250	既認可	a ~ n			a, b, c, d, e, f, g, h, i, j, k, l, m, n	添付[a]列~[f~m]列参照				
					2	34	101	137	169	217	220	222	225	232	228	235	243	251										
					4	35	102	138	170	218					229	237	245	252										
					5	36	106	144	174							238	246	253										
					9	39	107	145	175							241	249	254										
					10	40	108	146	179																			
					11	41	109	148	180																			
					13	44	110	149	181																			
					14	45	111	151	182																			
					16	46	112	152	184																			
					17	47	113	153	185																			
					18	48	114	154	186																			
					20	49	115	156	187																			
					21	50	117	157	189																			
					23	52	118	159	190																			
					24	54	120	161	192																			
					25	56	121	163	193																			
					28	57	124	164	195																			
					29	59	125	165	196																			
30	60	127	166	198																								
31	61	129	200																									
	62	130	203																									
	63	132	208																									
	64	133	209																									
	65	134	214																									
	67		215																									
	70																											
	71																											
	74																											
	76																											
	77																											
	78																											
	82																											
	83																											
	84																											
	85																											
	86																											
	87																											
	88																											
	89																											
	90																											
	95																											
	96																											
	97																											
	98																											
	焼却処理設備、金属溶融設備及び焼却・溶融設備は、高温の焼却灰や溶融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下(圧力上昇)を考慮し、放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)が維持できるように設計する。	○	○	○	20	49	115	156	187								既認可及び(6-4)	a, e	e	a	添付[a]列、添付[e]列参照							
	廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。	○	○	○	67	70	71	74	76								既認可	a ~ f	c, f	a, b, d, e	添付[a]列~[f~m]列参照							
	運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。	○	○	○	87	88	89	90	95								既認可	a ~ f	e	a, b, c, d, f	添付[a]列~[f~m]列参照							
	飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			○	○	b(PS2のうち、第2廃棄物処理棟の機器・設備となるが、該当なし)	b						
第22条 放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。	○	○	○	24	59	70	82	83	84	129	163	172	200	203	209	既認可	a ~ e	a ~ e		添付[a]列~[e]列参照							
	廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、~設計し、管理する。	○	○	○	16	47	60	85	112	151	184	/	/	/	/	/	既認可	a ~ e	a ~ e		添付[a]列~[e]列参照							
	原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、~設計し、管理する。	○	○	○	/	65	124	/	198	216	/	/	/	/	/	/	既認可	b, c, e, f	b, c, e, f		添付[b]列、[c]列、[e]列、[f~m]列参照							
	液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。	○	○	○	18	49	52	114	153	186	189	192	216	217	/	/	既認可及び(3-3)(6-7)	a ~ f	b(一部), c(一部), d(一部), e(一部)	a(一部), f(一部)	a(一部), b(一部), c(一部), d(一部), e(一部), f(一部)	添付[a]列~[f~m]列参照 ①③の「一部」は、材料に関する認可状況 ④の「一部」は、液位を監視する設備の認可状況						
	液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、	○	○	○	19	51	55	116	155	188	191	194	217	/	/	/	既認可及び(3-3)(6-7)	a ~ f	d(一部)	c(一部)	e(一部)	a, b, c(一部), d(一部), e(一部), f	添付[a]列~[f~m]列参照 ①②③の「一部」は、漏えい検知器に関する認可状況 ④の「一部」は、制御室等に警報する装置の認可状況					
	床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物がその受け口に導かれる構造とする。	○	○	○	1	32	99	135	167	/	/	/	/	/	/	/	既認可	a ~ e	c	a, b, d, e		添付[a]列~[e]列参照						
液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。	○	○	○	20	50	57	115	135	187	190	193	196	/	/	/	(6-5)	a ~ e		a ~ e									

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明	設置変更許可申請			設工認申請														保安規定		対象施設等	旧許可及び設工認に係る記載状況				既認可判断の理由											
	設計、説明			具体的な設計														申請 回	保安 規定		下部 規定 へ	旧許可:有 設工認:有	旧許可:有 設工認:無	旧許可:無 設工認:有		旧許可:無 設工認:無										
	後 段 で の 対 応	設 備 機 器 等	対 運 用 に よ る	設 備 機 器 等	No.																						保 安 規 定	評 価								
					a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m												n							
第22条 放射性廃棄物の廃棄施設	建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための環等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。	○	○	○	19	3240	99108	135144	167179	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可及び(6-5)		a ~ e	a(一部), b(一部), c(一部), d(一部), e(一部)	a(一部), b(一部), c(一部), d(一部), e(一部)			添付[a]列~[e]列参照 ①の「一部」は、床及び壁面の漏えいし難い対策の認可状況 ②の「一部」は、堰等に関する認可状況
	管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			該当するものはない					
	固化装置は、固化体のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。	○	○	○	/	7172	129	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可		b, c	b		c		添付[b]列、[c]列参照	
	液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。	○	○	○	/	81	127	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(6-2)		b, c				b, c			
	固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。	○	○	○	24	839091	/	/	200203208209	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可		a, b, e	a, b, e				添付[a]列、[b]列、[e]列参照		
	固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。	○	○	○	26	94	/	/	201205211	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(6-2)		a, b, e		e		a, b				
第23条 保管廃棄施設	処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	128	95	/	165	214	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(6-11)		a, b, d, e, n				a, b, d, e, n				
	発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	1293031	969798	132133134	166	215	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	(6-11)		a, b, c, d, e				a, b, c, d, e				
	保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1、保管廃棄施設・NLについては、鉄筋コンクリート造の躯体及び可搬式の遮蔽蓋により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	219	221	/	231	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可		g, h, j	g, h, j				添付[f~m]列参照			
	保管廃棄施設・M-2については、鉄筋コンクリート造の躯体及びコンクリート製の遮蔽蓋により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	224	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可		i	i				添付[f~m]列参照			
	特定廃棄物の保管廃棄施設のうち、インバイルループ用については、鉄筋コンクリート製の遮蔽体及び遮蔽用のプラグにより、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	227	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可		k	k				添付[f~m]列参照			
	照射試料用については、鉄筋コンクリート製の遮蔽体及びコンクリート製の遮蔽蓋により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	228	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可		k	k				添付[f~m]列参照			
解体分別保管棟、廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・IIについては、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	○	○	○	/	/	135	/	/	/	/	/	/	/	234	242	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可		d, l, m	d, l, m				添付[d]列、[f~m]列参照				
第24条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護	保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、他の原子炉施設からの線量も含め、敷地境界外において年間50μGy以下となるように設計し、管理する。	○	○	○	/	/	135	/	/	/	219	221	224	231	227228	234	242	/	○	○	既認可						g ~ n		g ~ m		n					
	保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1、保管廃棄施設・M-2、保管廃棄施設・NLについては、土壌の遮蔽効果により直接ガンマ線を十分低減できる設計とする。これらのピットは、上部にコンクリート製の遮蔽蓋を設置できる構造とし、スカイシャインガンマ線を十分に低減できる設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	219	221	224	231	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可		g ~ j	g ~ j				添付[f~m]列参照			
	特定廃棄物の保管廃棄施設のうち、インバイルループ用については、鉄筋コンクリート製の遮蔽体構造、孔口に遮蔽体を備える構造とし、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を十分低減できる設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	227	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可		k	k				添付[f~m]列参照			
	照射試料用については、鉄筋コンクリート製地下遮蔽体、孔口にコンクリート製の遮蔽体を備える構造とし、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を十分低減できる設計とする。	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	228	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可		k	k				添付[f~m]列参照			
	解体分別保管棟、廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・IIについては、建家の壁厚及び天井厚は、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を十分低減できる設計とする。	○	○	○	/	/	135	/	/	/	/	/	/	/	234	242	/	/	/	/	/	/	/	/	/	既認可		d, l, m	d, l, m				添付[d]列、[f~m]列参照			

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明	設置変更許可申請			設工認申請														保安規定		対象施設等	旧許可及び設工認に係る記載状況				既認可判断の理由					
	設計、説明			具体的な設計														申請 回	保安 規定		下部 規定 へ	旧許可:有 設工認:有	旧許可:有 設工認:無	旧許可:無 設工認:有		旧許可:無 設工認:無				
	後 段 で の 対 応	設 備 機 器 等	対 運 用 に よ る	No.																							保 安 規 定	評 価		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n													
第25条 放射線からの 従事者の 防護	放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所用の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるよう設計する。	○	○	○	○	1	32	99	135	167	216	219	221	224	231	227 228	234	242	250			既認可 及び (4-9)	○	○	a ~ n	a ~ m			n	添付[a]列~[f~m]列参照
	管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な機材を備える。	○		○		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				○	○	a ~ e		a, b, c, e		d	
	各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。	○	○	○	○	10 11	45 46	101 102	146	169 170	/	/	/	/	/	/	/	/	/			既認可	○	○	a ~ e	a, b, c, e		d		添付[a]列~[e]列参照
	放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。	○	○		○	12	43	103	147	171	/	/	/	/	/	/	/	/	/			既認可			a ~ e	b, c, e		a, d		添付[a]列~[e]列参照
第28条 保安電源 設備	考慮不要																													
第30条 通信連絡 設備等	電話、放送設備、ページング設備等を設ける。	○	○		○	14	41	111	149	182	218	220	222	225	232	229	235	243	252			(3-2) (6-8)			a ~ n		e		a, b, c, d, f, g, h, i, j, k, l, m, n	
	施設内の事故現場指揮所と原科研内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。	○	○		○	/	41	111	149	182	/	/	/	/	/	/	/	/	/			(3-2) (6-8)			b ~ e				b, c, d, e	
第39条 監視設備	必要に応じて排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。	○	○		○	2	44	109	145	180	/	/	/	/	/	/	/	/			既認可			a ~ e	a ~ e				添付[a]列~[e]列参照	
	各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視する。	○	○	○	○	10 11	45 46	101 102	146	169 170	/	/	/	/	/	/	/	/	/			既認可	○	○	a ~ n	a, b, c, e		d	f ~ n	添付[a]列~[f~m]列参照
	管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。	○	○		○	12	43	103	147	171	/	/	/	/	/	/	/	/	/			既認可			a ~ e	b, c, e		a, d		添付[a]列~[e]列参照

- a: 第1廃棄物処理棟
- b: 第2廃棄物処理棟
- c: 第3廃棄物処理棟
- d: 解体分別保管棟
- e: 減容処理棟
- f: 排水貯留ポンド
- g: 保管廃棄施設・L
- h: 保管廃棄施設・M-1
- i: 保管廃棄施設・M-2
- j: 保管廃棄施設・NL
- k: 特定廃棄物の保管廃棄施設
- l: 廃棄物保管棟・I
- m: 廃棄物保管棟・II
- n: 固体廃棄物一時保管棟

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明		既認可判断の理由							
		[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f~m]		
		第1廃棄物処理棟	第2廃棄物処理棟	第3廃棄物処理棟	解体分別保管棟	減容処理棟	排水貯留ポンド、保管廃棄施設		
第3条	地盤	耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、施設を十分に支持することができる地盤に設ける。	既認可及び(2-1)	既認可及び(2-2)	既認可及び(8-1)	既認可及び(8-3)	既認可及び(8-2)	既認可及び(5-1)	
第4条	地震	耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。	既認可及び(2-1)	既認可及び(2-2)	既認可及び(8-1)	既認可及び(8-3)	既認可及び(8-2)	既認可及び(5-1)	
第5条	津波	遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。	—	—	—	—	—	(7-1)	
第6条	外部事象対策 (自然現象)	洪水・降水	考慮不要	—	—	—	—	—	—
		風(台風)対策	風荷重に対する設計は、建築基準法に基づいて行う。このため、風(台風)による被害を受けるおそれはない。	建家(1)の設計において、風荷重として考慮しており、既認可と判断している。	建家(32)の設計において、風圧力を荷重として考慮しており、既認可と判断している。	建家(99)の設計において、風荷重を考慮しており、既認可と判断している。	建家(135)の設計において、風圧力を荷重として考慮しており、既認可と判断している。	建家(167)の設計において、風圧力を荷重として考慮しており、既認可と判断している。	廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・II(以下「建家」という。)(234、242)の設計において、風圧力を荷重として考慮しており、既認可と判断している。また、保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1、保管廃棄施設・M-2、特定廃棄物の保管廃棄施設のうち照射試料用、保管廃棄施設・NL(以下「ピット」という。)(219、221、224、228、231)、特定廃棄物の保管廃棄施設のうちインパイルループ用(227)については、新規基準前(設置時等)の設工認において、鉄筋コンクリート造や壁厚などの記載があることから既認可と判断している。
		竜巻対策	F1竜巻+随件事象の発生を考慮しても安全機能を損なわない設計とする。	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(3-1)
	凍結対策	放射性廃棄物の廃棄施設の主要な設備は、建家内に設置されており、凍結の影響を受けることはない。また、コンクリート製の建家及び躯体、遮蔽蓋、遮蔽体が凍結により影響を受けることはない。	建家(1)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。	建家(32)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。	建家(99)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。	建家(135)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。	建家(167)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。	建家(234、242)、ピット(219、221、224、228、231)、インパイルループ用(227)、排水貯留ポンド(216)は、鉄筋コンクリート造で設計されている。また、各ピットに設ける遮蔽蓋についても、鉄筋コンクリート造で設計されている。なお、保管廃棄施設・L及び保管廃棄施設・NLについては、全てに遮蔽蓋を設けていないが、鋼製蓋を設ける設計としている。したがって、既認可と判断している。	

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明			既認可判断の理由						
			[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f~m]	
			第1廃棄物処理棟	第2廃棄物処理棟	第3廃棄物処理棟	解体分別保管棟	減容処理棟	排水貯留ポンド、保管廃棄施設	
第6条	外部事象対策 (自然現象)	積雪対策	茨城県建築基準法関係条例に基づく垂直積雪量(東海村は30cm)を参考に、積雪量は40cmを想定して設計する。このため、積雪による被害を受けるおそれはない。	建家(1)において、積雪量40cmの積雪荷重を考慮しており、既認可と判断している。	建家(32)において、積雪量40cmの積雪荷重を考慮しており、既認可と判断している。	建家(99)において、積雪量40cmの積雪荷重を考慮しており、既認可と判断している。	建家(135)において、積雪量40cmの積雪荷重を考慮しており、既認可と判断している。	建家(167)の設計において、積雪量40cmの積雪荷重を考慮しており、既認可と判断している。	建家(234、242)及び保管廃棄施設・NL(231)の設計においては、積雪量40cmの積雪荷重を考慮しており、既認可と判断している。 保管廃棄施設・L(219)の設計においては、鋼製蓋の板厚などの記載があることから、既認可と判断している。 保管廃棄施設・M-1(221)、M-2(224)の設計においては、遮蔽蓋の蓋厚などの記載があることから、既認可と判断している。 インパイルループ用(227)の設計においては、鉄筋コンクリートの壁・天井厚などの記載があることから、既認可と判断している。 照射試料用(228)の設計においては、遮蔽蓋の蓋厚などの記載があることから、既認可と判断している。 排水貯留ポンド(216)は、鉄筋コンクリートの床厚などの記載があることから、既認可と判断している。
		落雷対策	必要な施設及び設備には、JISに準拠した避雷針を設ける。	(6-1)	(6-1)	-	(6-1)	(6-1)	-
		地滑り	考慮不要	-	-	-	-	-	-
		火山対策	降下火砕物の層厚は極微量であり、影響を受けるおそれはない。(考慮不要)	-	-	-	-	-	-
			万一の降灰に備え、必要な対策(運転停止、火山灰除去)を行う。	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応
	生物学的事象	換気系が枯葉等の影響を受けないように設計する。	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(6-1)	-	
	外部事象対策 (人為事象)	森林火災対策	各施設の主要構造材は不燃性材料を使用する。	建家(1)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。	建家(32)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。	建家(99)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。	建家(135)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。	建家(167)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。	建家(234、242)、ピット(219、221、224、228、231)及び排水貯留ポンド(216)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。また、インパイルループ用(227)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。 なお、保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1及び保管廃棄施設・NLについては、鋼製蓋も設ける設計としている。
			内部火災に至らないことを確認する。	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(3-1)
			施設周辺の草木の管理その他必要に応じた対策を講じる。	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応
		自然現象の組合せ	考慮不要	-	-	-	-	-	-
外部事象対策 (人為事象)	飛来物(航空機落下等)	考慮不要	-	-	-	-	-	-	
	ダムの崩壊	考慮不要	-	-	-	-	-	-	
	爆発対策	所内の敷地内に設置するLNGタンク等の爆発による影響を考慮して設置する。	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(3-1)	

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明				既認可判断の理由					
				[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f~m]
				第1廃棄物処理棟	第2廃棄物処理棟	第3廃棄物処理棟	解体分別保管棟	減容処理棟	排水貯留ポンド、保管廃棄施設
第6条	外部事象対策 (人為事象)	近隣工場の火災への対策	安全性に影響を与えるおそれがあるときは、必要に応じて防護対策をとる。	-	-	-	-	-	-
			タンクローリーでLPGを所内運搬する場合には、運搬量を原子炉施設に影響を及ぼさない量に制限する。	-	-	-	-	運用対応	-
		有毒ガス	有毒ガスを使用する機器は、漏えいし難い構造とする。また、有毒ガスを使用する室にはガス漏れ検知器を配置するとともに、有毒ガスの供給源は建家の外に設ける。	-	-	-	-	(6-1)	-
			船舶の衝突	考慮不要	-	-	-	-	-
		電磁的障害対策	高圧配電盤等の電磁的障害の影響を考慮した設計とする。	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(6-1)	(6-1)	-
第7条	不法侵入対策	処理設備、保管廃棄施設を含む区域を設定し、区域への出入管理が適切に行える設計とする。	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	
		研究所敷地内への入構管理を適切に行う。	-	-	-	-	-	-	
		処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は外部と切断して使用する。	運用対応	運用対応	運用対応	-	運用対応	-	
第8条	火災による損傷の防止	火災の発生防止	構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。	-	処理前廃棄物収納セル(82)、廃棄物処理セル(83)及び処理済廃棄物収納セル(84)については、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。 なお、セル排風機に係る動力ケーブルの材料(88)及びアスファルト固化装置(71)のベローズバルブの材料については(4-5、4-6)により申請する。	-	-	-	保管廃棄施設・M-2(224)及び特定廃棄物の保管廃棄施設(227、228)は、鉄筋コンクリート造で設計されていることから、既認可と判断している。 また、保管廃棄施設・M-2の遮蔽蓋は、コンクリート製で設計されていることから、既認可と判断している。
			廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応
		火災の発生防止	大型廃棄物等で可燃性又は難燃性のもは、火災防護上必要な措置を行う。	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応
			持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応
		火災の検知及び消火	火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。	(6-9)	(4-3) (4-1) (4-4) (6-9)	(6-9)	(6-9)	(6-9)	(6-9) (廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・II)
火災影響の軽減	耐火壁、防火戸等を設ける。	耐火壁(6)、耐火扉(7)及び防火ダンパ(8)については、新規制基準前(設置時等)に建築基準法に則って設計されており、耐火壁、防火戸等を含む防火区画や防火設備等も考慮されていることから、既認可と判断している。	耐火壁、耐火扉(37)及び防火ダンパ(38)については、新規制基準前(設置時等)に建築基準法に則って設計されており、耐火壁、防火戸等を含む防火区画や防火設備等も考慮されていることから、既認可と判断している。	耐火壁(104)、耐火扉(105)については、新規制基準前(設置時等)に建築基準法に則って設計されており、耐火壁、防火戸等を含む防火区画や防火設備等も考慮されていることから、既認可と判断している。	耐火壁(139)、耐火扉(140)及び防火ダンパ(141)については、新規制基準前(設置時等)に建築基準法に則って設計されており、耐火壁、防火戸等を含む防火区画や防火設備等も考慮されていることから、既認可と判断している。	耐火壁(176)、耐火扉(177)及び防火ダンパ(178)については、新規制基準前(設置時等)に建築基準法に則って設計されており、耐火壁、防火戸等を含む防火区画や防火設備等も考慮されていることから、既認可と判断している。	廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・IIの耐火壁(239、247)、耐火扉(240、248)については、新規制基準前(設置時等)に建築基準法に則って設計されており、耐火壁、防火戸等を含む防火区画や防火設備等も考慮されていることから、既認可と判断している。		

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明				既認可判断の理由						
				[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f~m]	
				第1廃棄物処理棟	第2廃棄物処理棟	第3廃棄物処理棟	解体分別保管棟	減容処理棟	排水貯留ポンド、保管廃棄施設	
第9条	溢水による損傷の防止等	溢水対策	施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。	-	セル排風機配電盤に係る溢水対策(62、87)については、(4-2)により申請する。 なお、ディーゼル発電機(34)及びセル排風機(60、85)に係る溢水対策については(4-7)により申請する。	-	-	-	-	-
		管理区域外漏えい対策	廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。	(6-5)	(6-5)	(6-5) (6-6)	(6-5)	(6-5)	(6-5)	-
		廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。	新規要求事項であるが、建家(1)の新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、エポキシ樹脂仕上げを施す旨の記載があることから、既認可と判断している。	新規要求事項であるが、建家(32)の新規制基準前(設置時等)の設工認において、エポキシライニング、ウレタン塗りを施す旨の記載があることから、既認可と判断している。	新規要求事項であるが、建家(99)の新規制基準前(設置時等)の設工認において、エポキシ樹脂仕上げを施す旨の記載があることから、既認可と判断している。	新規要求事項であるが、建家(135)の新規制基準前(設置時等)の設工認において、エポキシ樹脂塗装を施す旨の記載があることから、既認可と判断している。	新規要求事項であるが、建家(167)の新規制基準前(設置時等)の設工認において、エポキシ樹脂仕上げを施す旨の記載があることから、既認可と判断している。	-		
第10条	誤操作の防止	操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。	運用対応(別添参照)	運用対応。ただし、「運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。」については、既認可(別添参照)	運用対応(別添参照)	-	運用対応(別添参照)	-		
		操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。								
		有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。								
		運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。								
第11条	安全避難通路	容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。	(6-3)	(6-3)	(6-3)	(6-3)	(6-3)	廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・IIの避難通路等(241、249)については、(6-3)により申請する。		
		照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。	(6-3)	(6-3)	(6-3)	(6-3)	(6-3)	廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・IIの避難用照明等(241、249)については、(6-3)により申請する。		
第12条	安全施設	安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるよう設計する。	安全機能の重要度クラス3の構築物、系統及び機器として、一般産業施設と同等以上の信頼性(耐震Cクラス)を確保し、維持するよう設計しており、既認可と判断している。	安全機能の重要度クラス2の処理前廃棄物収納セル(82)、廃棄物処理セル(83)及び処理済廃棄物収納セル(84)は、高度の信頼性(耐震Bクラス)を確保し、維持するよう設計しており、既認可と判断している。 安全機能の重要度クラス3の構築物、系統及び機器として、一般産業施設と同等以上の信頼性(耐震Cクラス)を確保し、維持するよう設計しており、既認可と判断している。	安全機能の重要度クラス3の構築物、系統及び機器として、一般産業施設と同等以上の信頼性(耐震Cクラス)を確保し、維持するよう設計しており、既認可と判断している。	安全機能の重要度クラス3の構築物、系統及び機器として、一般産業施設と同等以上の信頼性(耐震Cクラス)を確保し、維持するよう設計しており、既認可と判断している。	安全機能の重要度クラス3の構築物、系統及び機器として、一般産業施設と同等以上の信頼性(耐震Cクラス)を確保し、維持するよう設計しており、既認可と判断している。	安全機能の重要度クラス2の保管廃棄施設・M-2(224)及び特定廃棄物の保管廃棄施設(227、228)は、高度の信頼性(耐震Bクラス及び津波対策)を確保し、維持するよう設計しており、既認可と判断している。 安全機能の重要度クラス3の構築物、系統及び機器として、一般産業施設と同等以上の信頼性(耐震Cクラス)を確保し、維持するよう設計しており、既認可と判断している。		

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明			既認可判断の理由						
			[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f~m]	
			第1廃棄物処理棟	第2廃棄物処理棟	第3廃棄物処理棟	解体分別保管棟	減容処理棟	排水貯留ポンド、保管廃棄施設	
第12条	安全施設	焼却処理設備、金属溶融設備及び焼却・溶融設備は、高温の焼却灰や溶融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下(圧力上昇)を考慮し、放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)が維持できるように設計する。	焼却処理設備(24)における該当事項については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、異常な温度上昇及び負圧低下が生じた際に、廃棄物の供給を自動的に停止する総合作動試験を実施している旨の記載があることから、既認可と判断している。 また、異常な負圧低下が生じた際に、圧力を逃すための圧力逃し弁についても設工認に記載のあることから既認可と判断している。	-	-	-	-	金属溶融設備(203)、焼却処理設備(208)及びプラズマ溶融設備(209)における該当事項については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、異常な温度上昇及び負圧低下が生じた際に、加熱及び廃棄物の供給を自動的に停止する旨の記載があることから、既認可と判断している。 なお、異常な負圧低下が生じた際に、圧力を逃すための圧力逃し機構の設計については、(6-4)により申請する。	-
		廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。	洗浄液ピット全般(18)及び屋内排水槽全般(21)については、新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、主要材料(鉄筋コンクリート造にエポキシ樹脂塗装)の記載があることから、既認可と判断している。	廃液貯槽・Ⅱ-2(49)、放出前排水槽(52)、液体廃棄物A用排水槽(54)、液体廃棄物B用排水槽(56)、蒸発処理装置・Ⅱ(65)、アスファルト固化装置(71)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、主要材料(SUS316L、SUS304等)の記載があることから、既認可と判断している。	廃液貯槽・Ⅰ(114)、処理済廃液貯槽(117)、集水槽(120)、蒸発処理装置・Ⅰ(124)及びセメント固化装置(129)の塔槽類については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、主要材料(SUS316L、ゴムライニング等)の記載があることから、既認可と判断している。	洗浄液集水槽・Ⅰ全般(153)、洗浄液集水槽・Ⅱ全般(156)、サンピット・Ⅰ全般(159)及びサンピット・Ⅱ全般(161)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、主要材料(ステンレス鋼板(SUS304))及び耐腐食ライニング(内面エポキシ樹脂コーティング)の記載があることから、既認可と判断している。	廃液槽Ⅰ全般(186)、廃液槽Ⅱ全般(189)、廃液槽Ⅲ全般(192)及び廃液槽Ⅳ全般(195)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、主要材料(SUS304等)及び耐腐食ライニングの記載があることから、既認可と判断している。	排水貯留ポンド(216)の材料については、使用前検査を終了した(1-1)において、著しく腐食するおそれのない材料(塩化ビニル樹脂系防水シート)の記載があることから、既認可と判断している。なお、液位を監視する設備については、(3-3)により申請する。	
		運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。	施設定期自主検査、自主検査等により、適切な試験、検査が行えるよう設計されているため、既認可と判断している。なお、本検査等は、保安規定等において管理し、運用している。	施設定期自主検査、自主検査等により、適切な試験、検査が行えるよう設計されているため、既認可と判断している。なお、本検査等は、保安規定等において管理し、運用している。	施設定期自主検査、自主検査等により、適切な試験、検査が行えるよう設計されているため、既認可と判断している。なお、本検査等は、保安規定等において管理し、運用している。	施設定期自主検査、自主検査等により、適切な試験、検査が行えるよう設計されているため、既認可と判断している。なお、本検査等は、保安規定等において管理し、運用している。	施設定期自主検査、自主検査等により、適切な試験、検査が行えるよう設計されているため、既認可と判断している。なお、本検査等は、保安規定等において管理し、運用している。	施設定期自主検査、自主検査等により、適切な試験、検査が行えるよう設計されているため、既認可と判断している。なお、本検査等は、保安規定等において管理し、運用している。	
		飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。	-	-	-	-	-	-	
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。	焼却処理設備(24)の灰取出し装置については、新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、区画が明確に示されていることから、既認可と判断している。	濃縮セル(59)、固化セル(70)、処理前廃棄物収納セル(82)、廃棄物処理セル(83)及び処理済廃棄物収納セル(84)については、新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、区画が明確に示されていることから、既認可と判断している。	セメント固化装置(129)のドラム詰装置のチャンバは、新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、区画が明確に示されていることから、既認可と判断している。	解体室(区画)(163)については、新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、区画が明確に示されていることから、既認可と判断している。	前処理設備のチャンバ(172)、高圧圧縮装置(200)、金属溶融設備(203)及びプラズマ溶融設備(209)については、新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、区画が明確に示されていることから、既認可と判断している。	-	
		廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、～設計し、管理する。	換気設備(16)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、フィルタユニットの捕集効率90%以上(排気第1系統)及び99%以上(排気第2系統)が設計条件となっていることから、既認可と判断している。	換気設備(47)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、フィルタユニットの捕集効率90%以上が設計条件となっている。また、セル排風機(第3系統)(60)及びセル排風機(第4、第5系統)(85)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、フィルタユニットの捕集効率99%以上が設計条件となっている。よって、既認可と判断している。	換気設備(112)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、フィルタユニットの捕集効率99%以上が設計条件となっていることから、既認可と判断している。	換気設備(151)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、フィルタユニットの捕集効率99.9%以上(第1系統)及び99%以上(第2、第3系統)が設計条件となっていることから、既認可と判断している。	換気設備(184)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、フィルタユニットの捕集効率99%以上が設計条件となっていることから、既認可と判断している。	-	
		原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、～設計し、管理する。	-	蒸発処理装置・Ⅱ(65)は、新規制基準前(設置時等)の設工認において、処理対象廃液に対し、十分な蒸発能力及び除染能力が設計として定められていることから、既認可と判断している。	蒸発処理を行う蒸発処理装置・Ⅰ(124)は、新規制基準前(設置時等)の設工認において、十分な除染能力(除染係数 10^4)を有する装置として設計されていることから、既認可と判断している。	-	排水槽全般(198)は、新規制基準前(設置時等)の設工認において、希釈するための十分な容量で設計されていることから、既認可と判断している。	排水貯留ポンド(216)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、希釈するための十分な容量で設計されていることから、既認可と判断している。	

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明		既認可判断の理由					
		[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f~m]
		第1廃棄物処理棟	第2廃棄物処理棟	第3廃棄物処理棟	解体分別保管棟	減容処理棟	排水貯留ポンド、保管廃棄施設
第22条 放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。	洗浄液ピット全般(18)及び屋内排水槽全般(21)の材料については、新規基準前(設置時等)の設工認の図面等において、主要材料(鉄筋コンクリート造にエポキシ樹脂塗装)の記載があることから、既認可と判断している。なお、液位を監視する設備については、(6-7)により申請する。	廃液貯槽・II-2(49)、放出前排水槽(52)、液体廃棄物A用排水槽(54)、及び液体廃棄物B用排水槽(56)の材料については、新規基準前(設置時等)の設工認において、主要材料(SUS316L、SUS304等)の記載があることから、既認可と判断している。なお、液位を監視する設備については、(6-7)により申請する。	廃液貯槽・I(114)、処理済廃液貯槽(117)、集水槽(120)、蒸発処理装置・I(124)及びセメント固化装置(129)の材料については、新規基準前(設置時等)の設工認において、主要材料(SUS316L等)の記載があることから、既認可と判断している。なお、液位を監視する設備については、(6-7)により申請する。	洗浄液集水槽・I全般(153)、洗浄液集水槽・II全般(156)、サンピット・I全般(159)及びサンピット・II全般(161)の材料については、新規基準前(設置時等)の設工認において、主要材料(ステンレス鋼板(SUS304))及び耐腐食ライニング(内面エポキシ樹脂コーティング)の記載があることから、既認可と判断している。なお、液位を監視する設備については、(6-7)により申請する。	廃液槽I全般(186)、廃液槽II全般(189)、廃液槽III全般(192)及び廃液槽IV全般(195)の材料については、新規基準前(設置時等)の設工認において、主要材料(SUS304等)の記載があることから、既認可と判断している。なお、液位を監視する設備については、(6-7)により申請する。	排水貯留ポンド(216)の材料については、使用前検査を終了した(1-1)において、著しく腐食するおそれのない材料(塩化ビニル樹脂系防水シート)の記載があることから、既認可と判断している。なお、液位を監視する設備については、(3-3)により申請する。
	液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、	漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置については、(6-7)により申請する。	漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置については、(6-7)により申請する。	漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置については、(6-7)により申請する。	洗浄液集水槽・I漏えい検知器(155)、洗浄液集水槽・II漏えい検知器(158)については、新規基準前(設置時等)の設工認において、貯槽等の周囲に漏えい検知器を設ける旨の記載があることから、既認可と判断している。なお、漏えいを早期に検出し(上記以外)、制御室等に警報する装置については、(6-7)により申請する。	廃液槽I漏えい検知器(188)、廃液槽II漏えい検知器(191)、廃液槽III漏えい検知器(194)及び廃液槽IV漏えい検知器(197)については、新規基準前(設置時等)の設工認において、貯槽等の周囲に漏えい検知器を設ける旨の記載があることから、既認可と判断している。なお、制御室等に警報する装置については、(6-7)により申請する。	排水貯留ポンドは、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置(217)については、(3-3)により申請する。
	床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。	建家(1)は、新規要求事項ではなく、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会)などを踏まえ、新規基準前(設置時等)の設計において考慮されている。	建家(32)は、新規要求事項ではなく、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会)などを踏まえ、新規基準前(設置時等)の設計において考慮されている。	建家(99)は、新規要求事項ではなく、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会)などを踏まえ、新規基準前(設置時等)の設計において考慮されている。	建家(135)は、新規要求事項ではなく、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会)などを踏まえ、新規基準前(設置時等)の設計において考慮されている。	建家(167)は、新規要求事項ではなく、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会)などを踏まえ、新規基準前(設置時等)の設計において考慮されている。	-
	液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。	(6-5)	(6-5)	(6-5)	(6-5)	(6-5)	-
	建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。	建家(1)については、新規基準前(設置時等)の設工認の図面等において、内部仕上(エポキシ樹脂塗装)についての記載があることから、既認可と判断している。堰(9)については、(6-5)により申請する。	建家(32)については、新規基準前(設置時等)の設工認において仕上(エポキシ樹脂塗装)を定めており、外観検査を行っていることから、既認可と判断している。堰(40)については、(6-5)により申請する。	建家(99)については、新規基準前(設置時等)の設工認の工事フローにおいて仕上(エポキシ樹脂塗装)を定めており、外観検査を行っていることから、既認可と判断している。堰(108)については、(6-5)により申請する。	建家(135)については、新規基準前(設置時等)の設工認において、エポキシ樹脂塗装を施す旨の記載があることから、既認可と判断している。堰(144)については、(6-5)により申請する。	建家(167)については、新規基準前(設置時等)の設工認の工事フローにおいて仕上(エポキシ樹脂塗装)を定めており、外観検査を行っていることから、既認可と判断している。堰(179)については、(6-5)により申請する。	-
	管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。	-	-	-	-	-	-
	固化装置は、固化体のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。		アスファルト固化装置(71)のアスファルトドラム詰装置は、新規基準前(設置時等)の設工認の図面等において、セルと同等の構造であるドラム詰室(72)(固化セルの下部へ配置)の内部に設置することが示されていることから、既認可と判断している。	セメント固化装置(129)は、新規基準前(設置時等)の設工認の系統図等において、装置内のチャンバでドラム缶に排出されることが示されていることから、既認可と判断している。	-	-	-
	液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。	-	アスファルト固化装置の誤操作防止インターロック(81)については、(6-2)により申請する。	セメント固化装置の誤操作防止インターロック(127)については、(6-2)により申請する。	-	-	-

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明			既認可判断の理由					
			[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f~m]
			第1廃棄物処理棟	第2廃棄物処理棟	第3廃棄物処理棟	解体分別保管棟	減容処理棟	排水貯留ポンド、保管廃棄施設
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	<p>固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。</p>	<p>焼却処理設備(24)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、処理中の負圧維持、フィルタユニットの捕集効率を考慮した設計となっていることから、既認可と判断している。</p>	<p>廃棄物を固体廃棄物処理装置・II(90)の圧縮装置にて処理を行う廃棄物処理セル(83)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、負圧維持、フィルタユニットの捕集効率を考慮した設計となっており、同時に、アイソレーション室(91)及びセル間2重扉の配置については、散逸防止を考慮した設計となっていることから、既認可と判断している。</p>	-	-	<p>高圧圧縮装置(200)、金属溶融設備(203)、焼却処理設備(208)及びプラズマ溶融設備(209)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、処理中の負圧維持、フィルタユニットの除染係数又は捕集効率を考慮した設計となっていることから、既認可と判断している。</p>	-
		<p>固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。</p>	<p>焼却処理設備の誤操作防止インターロック(26)については、(6-2)により申請する。</p>	<p>固体廃棄物処理設備・IIの誤操作防止インターロック(94)については、(6-2)により申請する。</p>	-	-	<p>高圧圧縮装置、金属溶融設備及び焼却・溶融設備の誤操作防止インターロック(201、205、211)については、(6-2)により申請する。</p>	-
第23条	保管廃棄施設	<p>処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。</p>	(6-11)	(6-11)	-	(6-11)	(6-11)	-
		<p>発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。</p>	(6-11)	(6-11)	(6-11)	(6-11)	(6-11)	-
		<p>保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1、保管廃棄施設・NLについては、鉄筋コンクリート造の躯体及び可搬式の遮蔽蓋により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。</p>	-	-	-	-	-	<p>保管廃棄施設・L(219)、保管廃棄施設・M-1(221)及び保管廃棄施設・NL(231)について、新規制基準前(設置時等)の設工認において、鉄筋コンクリート製の躯体に鋼製蓋又は遮蔽蓋を設け区画していることから既認可と判断している。</p>
		<p>保管廃棄施設・M-2については、鉄筋コンクリート造の躯体及びコンクリート製の遮蔽蓋により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。</p>	-	-	-	-	-	<p>保管廃棄施設・M-2(224)について、新規制基準前(設置時等)の設工認において、鉄筋コンクリート製の躯体にヒューム管、上部に遮蔽蓋を設け区画していることから既認可と判断している。</p>
		<p>特定廃棄物の保管廃棄施設のうち、インパイルループ用については、鉄筋コンクリート製の遮蔽体及び遮蔽用のプラグにより、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。</p>	-	-	-	-	-	<p>インパイルループ用(227)について、新規制基準前(設置時等)の設工認において、鉄筋コンクリート製の躯体にヒューム管を設け、コンクリートプラグ及び防水蓋を設け区画していることから既認可と判断している。</p>
		<p>照射試料用については、鉄筋コンクリート製の遮蔽体及びコンクリート製の遮蔽蓋により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。</p>	-	-	-	-	-	<p>照射試料用(228)について、新規制基準前(設置時等)の設工認において、鉄筋コンクリート製の躯体にヒューム管又は金属管、上部に遮蔽蓋を設け区画していることから既認可と判断している。</p>
		<p>解体分別保管棟、廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・IIについては、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。</p>	-	-	-	<p>建家(135)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、外壁、内壁及び天井を設け区画していることから、既認可と判断している。</p>	-	<p>建家(234、242)について、新規制基準前(設置時等)の設工認において、外壁、内壁及び天井を設け区画していることから、既認可と判断している。</p>

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明			既認可判断の理由					
			[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f~m]
			第1廃棄物処理棟	第2廃棄物処理棟	第3廃棄物処理棟	解体分別保管棟	減容処理棟	排水貯留ポンド、保管廃棄施設
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護	保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、他の原子炉施設からの線量も含め、敷地境界外において年間50μ Gy以下となるように設計し、管理する。	-	-	-	建家(135)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、敷地境界外における線量当量率が50μ Sv/年以下となるよう設計(放射線遮へい計算により確認)されていることから、既認可と判断している。また、他の原子炉施設からの線量も含め、原科研全体として管理している。	-	建家(234、242)、ピット(219、221、224、228、231)、インパイルループ用(227)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、敷地境界外における線量当量率が50μ Sv/年以下となるよう設計(放射線遮へい計算により確認)されていることから、既認可と判断している。また、他の原子炉施設からの線量も含め、原科研全体として管理している。
		保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1、保管廃棄施設・M-2、保管廃棄施設・NLについては、土壤の遮蔽効果により直接ガンマ線を十分低減できる設計とする。これらのピットは、上部にコンクリート製の遮蔽蓋を設置できる構造とし、スカイシャインガンマ線を十分に低減できる設計とする。	-	-	-	-	-	ピット(照射試料用を除く)(219、221、224、231)について、新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、必要に応じて遮蔽蓋等を設置できる構造となっている。また、放射線遮へい計算においては、保管廃棄施設・NL以外は遮蔽蓋無しとし、保管廃棄施設・NLは遮蔽蓋有りとしたうえで、それぞれスカイシャイン線の影響が十分小さい値であることを確認している。よって、既認可と判断している。
		特定廃棄物の保管廃棄施設のうち、インパイルループ用については、鉄筋コンクリート製の遮蔽体構造、孔口に遮蔽体を備える構造とし、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を十分低減できる設計とする。	-	-	-	-	-	インパイルループ用(227)について、新規制基準前(設置時等)の図面等において、遮蔽体等について必要な厚さ等を設定(放射線遮へい計算により確認)していることから既認可と判断している。
		照射試料用については、鉄筋コンクリート製地下遮蔽体、孔口にコンクリート製の遮蔽体を備える構造とし、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を十分低減できる設計とする。	-	-	-	-	-	照射試料用(228)について、新規制基準前(設置時等)の図面等において、遮蔽蓋等について必要な厚さ等を設定(放射線遮へい計算により確認)していることから既認可と判断している。
		解体分別保管棟、廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・IIについては、建家の壁厚及び天井厚は、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を十分低減できる設計とする。	-	-	-	-	-	建家(135)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、遮蔽に係る壁厚、床厚等を設定(放射線遮へい計算により確認)していることから既認可と判断している。
第25条	放射線からの従事者の防護	放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所用の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるよう設計する。	建家(1)については、新規制基準前(設置時等)の設工認の添付書類で焼却処理装置において最も被ばく線量が高い灰取出し作業について被ばく評価し、従事者の被ばく影響が十分低いことを確認している。また、他の条項で示しているとおりに、漏えい防止や換気等についても、放射線防護を考慮した設計となっていることから、既認可と判断している。	建家(32)については、新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、セルの遮蔽壁等について必要な壁厚等が示されている。また、他の条項で示しているとおりに、漏えい防止や換気等についても、放射線防護を考慮した設計となっていることから、既認可と判断している。	建家(99)については、新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、遮蔽壁等について必要な壁厚等が示されている。また、他の条項で示しているとおりに、漏えい防止や換気等についても、放射線防護を考慮した設計となっていることから、既認可と判断している。	建家(135)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、遮蔽壁等について必要な壁厚等が示されている。また、他の条項で示しているとおりに、漏えい防止や換気等についても、放射線防護を考慮した設計となっていることから、既認可と判断している。	建家(167)については、新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、遮蔽壁等について必要な壁厚等が示されている。また、他の条項で示しているとおりに、漏えい防止や換気等についても、放射線防護を考慮した設計となっていることから、既認可と判断している。	建家(234、242)及び排水貯留ポンド(216)については、新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、遮蔽壁等について必要な壁厚等が示されている。また、他の条項で示しているとおりに、漏えい防止等についても、放射線防護を考慮した設計となっていることから、既認可と判断している。ピット(219、221、224、228、231)及びインパイルループ用(227)については、新規制基準前(設置時等)の設工認の図面等において、遮蔽壁及び遮蔽蓋等について必要な厚さ等が示されている。また、他の条項で示しているとおりに、漏えい防止等についても、放射線防護を考慮した設計となっていることから、既認可と判断している。

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係

赤字:「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」における新規要求事項該当箇所

許可申請書での説明		既認可判断の理由						
		[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f~m]	
		第1廃棄物処理棟	第2廃棄物処理棟	第3廃棄物処理棟	解体分別保管棟	減容処理棟	排水貯留ポンド、保管廃棄施設	
第25条	放射線からの従事者の防護	管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な機材を備える。	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	運用対応	—
		各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。	ガンマ線エリアモニタ(10)及び室内ダストモニタ(11)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、機器の構成、サンプリング方式が記載されていることから、既認可と判断している。なお、各種サーベイメータは運用で管理する。	ガンマ線エリアモニタ(45)及び室内ダストモニタ(46)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計測範囲、警報作動範囲及び個数が示されていることから、既認可と判断している。なお、各種サーベイメータは運用で管理する。	ガンマ線エリアモニタ(101)及び室内ダストモニタ(102)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計測範囲、警報作動範囲及び個数が示されていることから、既認可と判断している。なお、各種サーベイメータは運用で管理する。	室内ダストモニタ(146)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計測範囲、警報作動範囲及び個数が示されていることから、既認可と判断している。なお、各種サーベイメータは運用で管理する。	ガンマ線エリアモニタ(169)及び室内ダストモニタ(170)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計測範囲、警報作動範囲及び個数が示されていることから、既認可と判断している。なお、各種サーベイメータは運用で管理する。	—
		放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。	放射線管理上必要な情報の制御室表示については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、排気ダストモニタからの情報はコントロール室の放射線モニタ監視盤(12)に警報の表示を行うことが記載されていることから、既認可と判断している。	放射線モニタ監視盤(43)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、各モニタからの情報は中央監視室に表示することが記載されていることから、既認可と判断している。	放射線モニタ監視盤(103)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、各モニタからの情報は制御室に表示することが記載されていることから、既認可と判断している。	放射線モニタ監視盤(147)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、各モニタからの情報は放管設備室に表示することが記載されていることから、既認可と判断している。	放射線モニタ監視盤(171)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、各モニタからの情報は制御室に表示することが記載されていることから、既認可と判断している。	—
第28条	保安電源設備	考慮不要	—	—	—	—	—	—
第30条	通信連絡設備等	電話、放送設備、ページング設備等を設ける。	(6-8)	(6-8)	(6-8)	(6-8)	(6-8)	(3-2)
		施設内の事故現場指揮所と原科研内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。	—	(6-8)	(6-8)	(6-8)	(6-8)	—
第39条	監視設備	必要に応じて排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。	排気ダストモニタ(2)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計数範囲、警報設定範囲及び警報表示が記載されていることから、既認可と判断している。	排気ダストモニタ(44)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計測範囲、警報作動範囲及び個数が示されていることから、既認可と判断している。	排気ダストモニタ(109)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計測範囲、警報作動範囲及び個数が示されていることから、既認可と判断している。	排気ダストモニタ(145)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計測範囲、警報作動範囲及び個数が示されていることから、既認可と判断している。	排気ダストモニタ(180)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計測範囲、警報作動範囲及び個数が示されていることから、既認可と判断している。	—
		各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視する。	ガンマ線エリアモニタ(10)及び室内ダストモニタ(11)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、機器の構成、サンプリング方式が記載されていることから、既認可と判断している。なお、各種サーベイメータは運用で管理する。	ガンマ線エリアモニタ(45)及び室内ダストモニタ(46)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計測範囲、警報作動範囲及び個数が示されていることから、既認可と判断している。なお、各種サーベイメータは運用で管理する。	ガンマ線エリアモニタ(101)及び室内ダストモニタ(102)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計測範囲、警報作動範囲及び個数が示されていることから、既認可と判断している。なお、各種サーベイメータは運用で管理する。	室内ダストモニタ(146)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計測範囲、警報作動範囲及び個数が示されていることから、既認可と判断している。なお、各種サーベイメータは運用で管理する。	ガンマ線エリアモニタ(169)及び室内ダストモニタ(170)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、必要な計測範囲、警報作動範囲及び個数が示されていることから、既認可と判断している。なお、各種サーベイメータは運用で管理する。	各種サーベイメータは運用で管理する。
		管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。	放射線管理上必要な情報の制御室表示については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、排気ダストモニタからの情報はコントロール室の放射線モニタ監視盤(12)に警報の表示を行うことが記載されていることから、既認可と判断している。	放射線モニタ監視盤(43)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、各モニタからの情報は中央監視室に表示することが記載されていることから、既認可と判断している。	放射線モニタ監視盤(103)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、各モニタからの情報は制御室に表示することが記載されていることから、既認可と判断している。	放射線モニタ監視盤(147)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、各モニタからの情報は放管設備室に表示することが記載されていることから、既認可と判断している。	放射線モニタ監視盤(171)については、新規制基準前(設置時等)の設工認において、各モニタからの情報は制御室に表示することが記載されていることから、既認可と判断している。	—

原科研廃棄物処理場 許可基準規則への対応と後段規制の関係
(第10条「誤操作の防止」について)

放射性廃棄物処理場における誤操作の防止については、「原子炉設置変更許可申請書」の設計方針において、以下のとおり記載している。

方針8. 誤操作の防止 (第10条)

適合のための設計方針

第1項について

放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。

第2項について

安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらせる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できる設計とする。

また、発生頻度は低い、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。

上述の設計方針のうち、「方針8 第1項」については、名称等の表示や操作器具、弁等の操作性（操作エリアの確保等）等、運用で対応することを意図したものである。また、「方針8 第2項」の「安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらせる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できる設計とする。」についても、制御室等においては、操作器具などに名称等を表示しているとともに、必要な操作エリアが確保されていることから、処理設備の運転中に、地震や火災等が同時に発生した場合であっても、設備停止等の必要な操作を運転員が容易に行うことができるものであり、運用で対応することを意図している。したがって、設工認は不要であると考える。

なお、「方針8 第2項」の「発生頻度は低い、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。」については、第2廃棄物処理棟のセルにおいて、商用電源喪失時に負圧に維持するため、ディーゼル発電機を設け、セルの排風機に給電するようしており、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能（閉じ込め）が確保できる設計となっている。なお、ディーゼル発電機は、既認可の設備となっている。

原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（第1廃棄物処理棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表
（原子炉設置変更許可申請書本文（共通編）4. ロ～へ及び4. チ～ヌは、該当しないため、記載省略）（1/2）

試験炉技術基準規則の条項	新 規 要 求 事 項 ・ 号	ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備																
		第1廃棄物処理棟															(1)気体廃棄物の廃棄施設	
		機器・設備																
		建家																
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
建家 (全般)	排気ダストモ ニタ	避雷設備 (落雷による 火災防止)	自動火災報知 設備 (火災検出装 置)	消火設備 (消火器、消 火栓)	耐火壁	耐火扉	防火ダンパ (給気用ダクト、 排気用ダ クト)	堰 (建家外への 漏えい防止)	ガンマ線エリ アモニタ	室内ダストモ ニタ	放射線モニタ 監視盤	避難通路(誘 導標識、誘導 灯)、避難用 照明、異常時 用照明器具	通信連絡設備 (電話、放送 設備、ページ ング設備等)	高圧受電盤等 の筐体の金属 製材料及び接 地 (人為事象対 策)	換気設備 (フィルタ、 ファン等)	第1廃棄物処 理棟排気筒 (気体廃棄物 の廃棄)		
新規基準対応としての設工認申請 （「その○第一編」→「○-」）		有 2-1, 6-1, 6-5	有 6-10	有 6-1	有 6-9	有 6-9	無	無	無	有 6-5	有 6-10	有 6-10	無	有 6-3	有 6-8	有 6-1	有 6-1	無
新規基準前既に設工認申請済のもの		済	済	無	無	無	済	済	済	無	済	済	無	無	無	済	済	済
新規一既存（設備）		改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3	改 MS3
安全設備																		
第1, 2条 適用範囲、定義																		
第3条 特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																		
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																		
第5条 試験研究用等原子炉施設の地震	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第6条 地震による損傷の防止	第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7条 津波による損傷の防止	第3項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能	第3項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第11条 機能の確保等	第4項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第12条 材料及び構造	第1項第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第13条 安全弁等	第1項第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第14条 逆止め弁	第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第15条 放射性物質による汚染の防止	第3項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第16条 遮蔽等	第4項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第17条 換気設備	第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第18条 適用	第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第19条 漏水による損傷の防止	第3項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第20条 安全避難通路等	第4項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第21条 安全設備	第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第22条 炉心等	第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第23条 熱遮蔽材	第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第24条 二次冷却材	第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第25条 核燃料物質取扱設備	第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第26条 核燃料物質貯蔵設備	第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第27条 二次冷却材処理装置	第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第28条 冷却設備等	第8号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第29条 液位の保持等	第1項第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第30条 計測設備	第1項第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第31条 放射線管理施設	第1項第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第32条 安全保護回路	第1項第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第34条 原子炉制御室等	第1項第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第35条 廃棄物処理設備	第1項第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第36条 保管廃棄設備	第1項第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第37条 原子炉格納施設	第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第38条 実験設備等	第3項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の防止	第4項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第40条 保安電源設備	第5項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第41条 警報装置	第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第42条 通信連絡設備等	第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※：原子力科学研究所から外部及び現地対策本部への通信連絡設備については、既にNSRR原子炉施設の設工認（申請日及び申請番号：平成29年8月4日付け29原機(研研)003、認可日及び認可番号：平成30年2月26日付け原規規第1802281号）において対応済みである。

○：当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いこと、又は当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。

△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、要求事項に施設時からの変更があるが、新規基準前の設工認で説明していることを示す。

●：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性説明を省略することを示す。

*1：外部火災、*2：電巻、*3：落雷、*4：生物学的事象、*5：火災・爆発、*6：有毒ガス、*7：電磁的障害

原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（第3廃棄物処理棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表（原子炉設置変更許可申請書本文（共通編）4. ロ～へ及び4. チ～ヌは、該当しないため、記載省略）（1/3）

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備														(1) 気体廃棄物の廃棄施設	(2) 液体廃棄物の廃棄設備
			第3廃棄物処理棟															
			機器・設備															
			建家															
99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114			
建家（全般）	高圧受電盤等の電体の金属製材料及び接地（人為事象対策）	ガンマ線エリアモニタ	室内ダストモニタ	放射線モニタ監視盤	耐火壁	耐火扉	自動火災報知設備（火災検出装置）	消火設備（消火器、消火栓）	煙（建家への漏えい防止）	排気ダストモニタ	避難通路（誘導標識、誘導灯）、避難用照明、異常時用照明器具	通信連絡設備（電話、放送設備、ページング設備等）	換気設備（フィルタ、ファン等）	第3廃棄物処理棟排気筒（気体廃棄物の廃棄）	（全般）（地下ピット構造）			
新規制基準対応としての設工認申請（「その〇第一編」→「〇-」）			有6-1, 6-5, 8-1	有6-1	無	無	無	無	有6-9	有6-9	有6-5	無	有6-3	有6-8	有6-1	無	有6-5	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	無	済	済	済	済	無	無	無	済	無	済	済	済	済	
新規一既存（設備）			改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	
安全施設（PS, MS）			MS3		MS3	MS3			MS3	MS3	MS3	MS3	MS3	MS3	MS3	MS3	PS3	
安全設備																		
第1, 2条 適用範囲、定義																		
第3条 特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																		
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																		
第5条 試験研究用等原子炉施設の地震	第1項	●	○															
第6条 地震による損傷の防止	第2項	●	○															
第7条 津波による損傷の防止	第3項	●																
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	◎*1+2															
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第2項	●	○*5															
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能	第3項	●																
第11条 機能の確保等	第4項	●																
第12条 材料及び構造	第1項第1号																	
第13条 安全弁等	第1項第2号																	
第14条 逆止め弁	第2項																	
第15条 放射性物質による汚染の防止	第1項	●																
第16条 遮蔽等	第2項	●																
第17条 換気設備	第3項	●																
第18条 適用	第4項	●																
第19条 溢水による損傷の防止	第1項	●																
第20条 安全避難通路等	第2項	●																
第21条 安全設備	第3項	●																
第22条 炉心等	第4項イ	●																
第23条 熱遮蔽材	第4項ハ	●																
第24条 二次冷却材	第5項	●																
第25条 核燃料物質取扱設備	第6項	●																
第26条 核燃料物質貯蔵設備	第7項	●																
第27条 二次冷却材処理装置	第8項	●																
第28条 冷却設備等	第1項第1号	●																
第29条 液位の保持等	第1項第2号	●																
第30条 計測設備	第1項第3号	●																
第31条 放射線管理施設	第1項第4号	●																
第32条 安全保護回路	第2項	●																
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	第3項	●																
第34条 原子炉制御室等	第4項第1号	●																
第35条 廃棄物処理設備	第4項第2号	●																
第36条 保管廃棄設備	第4項第3号	●																
第37条 原子炉格納施設	第1項	●																
第38条 実験設備等	第2項	●																
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第3項	●																
第40条 保安電源設備	第4項	●																
第41条 警報装置	第5項	●																
第42条 通信連絡設備等	第1項	●																
	第2項	●																

※：原子力科学研究所から外部及び現地対策本部への通信連絡設備については、既にNSRR原子炉施設の設工認（申請日及び申請番号：平成29年8月4日付け29原機（科研）003、認可日及び認可番号：平成30年2月26日付け原規発第1802281号）において対応済みである。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いこと、又は当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、要求事項に施設時からの変更があるが、新規制基準前の設工認で説明していることを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性説明を省略することを示す。
 *1：外部火災、*2：電巻、*3：落雷、*4：生物学的事象、*5：火災・爆発、*6：有毒ガス、*7：電磁的障害

原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（第3廃棄物処理棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表
 （原子炉設置変更許可申請書本文（共通編）4. ロ～へ及び4. チ～ヌは、該当しないため、記載省略）（3/3）

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備		
			第3廃棄物処理棟	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	機器・設備 保管廃棄施設 発生廃棄物保管場所
			固化体保管工 リア	第3廃棄物処理棟 保管庫A	第3廃棄物処理棟 保管庫B
			132	133	134
			固化体保管工 リア	第3廃棄物処理棟 保管庫A	第3廃棄物処理棟 保管庫B
新規基準対応としての設工認申請 （「その○第一編」→「○-」）			有 6-11	有 6-11	有 6-11
新規基準前に既に設工認申請済のもの			無	無	無
新規一既存（設備）			既存	既存	既存
安全施設（PS、MS）			PS3	PS3	PS3
安全設備					
第1、2条 適用範囲、定義					
第3条 特殊な設計による試験研究用等原子炉施設					
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持					
第5条 試験研究用等原子炉施設の地震			●	△	△
第6条 地震による損傷の防止			●	△	△
第7条 津波による損傷の防止			●	△	△
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止			●	△	△
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止			●	△	△
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能			●	△	△
第11条 機能の検証等			●	△	△
第12条 材料及び構造			●	△	△
第13条 安全弁等			●	△	△
第14条 逆止め弁			●	△	△
第15条 放射性物質による汚染の防止			●	△	△
第16条 遮蔽等			●	△	△
第17条 換気設備			●	△	△
第18条 適用			●	△	△
第19条 溢水による損傷の防止			●	△	△
第20条 安全避難通路等			●	△	△
第21条 安全設備			●	△	△
第22条 炉心等			●	△	△
第23条 熱遮蔽材			●	△	△
第24条 二次冷却材			●	△	△
第25条 核燃料物質取扱設備			●	△	△
第26条 核燃料物質貯蔵設備			●	△	△
第27条 二次冷却材処理装置			●	△	△
第28条 冷却設備等			●	△	△
第29条 液位の保持等			●	△	△
第30条 計測設備			●	△	△
第31条 放射線管理施設			●	△	△
第32条 安全保護回路			●	△	△
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統			●	△	△
第34条 原子炉制御室等			●	△	△
第35条 廃棄物処理設備			●	△	△
第36条 保管廃棄設備			●	△	△
第37条 原子炉格納施設			●	△	△
第38条 実験設備等			●	△	△
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の低減の防止			●	△	△
第40条 保安電源設備			●	△	△
第41条 警報装置			●	△	△
第42条 通信連絡設備等			●	△	△

原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（解体分別保管棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表
（原子炉設置変更許可申請書本文（共通編）4. ロ～へ及び4. テ～ヌは、該当しないため、記載省略）（1/2）

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備																	
			解体分別保管棟																	
			(1) 気体廃棄物の廃棄施設																	
			機器・設備																	
建家																				
			135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152
			建家（全般）	避雷設備（落雷による火災防止）	自動火災報知設備（火災検出装置）	消火設備（消火器、消火栓）	耐火壁	耐火扉	防火ダンパ（給気用ダクト、排気用ダクト）	天井クレーン※1（解体室）	堰（解体室の出入口等）	堰（建家外への漏えい防止）	排気ダストモニタ	室内ダストモニタ	放射線モニタ監視盤	避難通路（誘導標識、誘導灯）、避難用照明、異常時用照明器具	通信連絡設備（電話、放送設備、ページング設備等）	高圧受電盤等の筐体の金属材料及び接地（人為事象対策）	換気設備（フィルタ、ファン等）	排気筒（気体廃棄物の廃棄）
新規基準対応としての設工認申請（「その○第×編」→「○×」）			有	有	有	有	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	無
新規基準前既に設工認申請済のもの			済	無	無	無	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
新規一既存（設備）			改造	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設（PS、MS）			MS3		MS3	MS3							MS3	MS3	MS3	MS3	MS3		MS3	MS3
安全設備																				
第1、2条	適用範囲、定義																			
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																			
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																			
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震	●	○																	
第6条	地震による損傷の防止	●	△○										△	○	○				△	△
第7条	津波による損傷の防止	●																		
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	◎○+1+2 ○+5	○+3														○+7	○+4	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●																		
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	●																		
第11条	機能の確認等	●																		
第12条	材料及び構造	●																		
第13条	安全弁等	●																		
第14条	逆止め弁	●																		
第15条	放射性物質による汚染の防止	●																		
第16条	遮蔽等	●	◎																	
第17条	換気設備	●																	◎	△
第18条	適用	●																		
第19条	溢水による損傷の防止	●	○										○							
第20条	安全避難通路等	●														○				
第21条	安全設備	●																		
第22条	炉心等	●																		
第23条	熱遮蔽材	●																		
第24条	一次冷却材	●																		
第25条	核燃料物質取扱設備	●																		
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●																		
第27条	二次冷却材処理装置	●																		
第28条	冷却設備等	●																		
第29条	液位の保持等	●																		
第30条	計測設備	●																		
第31条	放射線管理施設	●																		
第32条	安全保護回路	●																		
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●																		
第34条	原子炉制御室等	●																		
第35条	廃棄物処理設備	●																		
第36条	保管廃棄設備	●																		
第37条	原子炉格納施設	●																		
第38条	実験設備等	●																		
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●																		
第40条	保安電源設備	●																		
第41条	警報装置	●																		
第42条	通信連絡設備等	●																		

※：原子力科学研究所から外部及び現地対策本部への通信連絡設備については、既にNSRR原子炉施設の設工認（申請日及び申請番号：平成29年8月4日付け29原機（科研）003、認可日及び認可番号：平成30年2月26日付け原規規免第1802261号）において対応済みである。
※1：解体分別保管棟に設ける天井クレーンのうち、屋外に通じるハッチより廃棄物を搬入するために使用するものについての、固体廃棄物の廃棄設備として区分する。
○：当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いこと、又は当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。
◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、要求事項に施設時からの変更があるが、新規基準前設工認で説明していることを示す。
※：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性説明を省略することを示す。
*1：外部火災、*2：竜巻、*3：落雷、*4：生物学的事象、*5：火災・爆発、*6：有毒ガス、*7：電磁的障害

原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（減容処理棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表
 （原子炉設置変更許可申請書本文（共通編）4. ロ～へ及び4. チ～ヌは、該当しないため、記載省略）（1/3）

試験炉技術基準規則の条項		項・号	新規要求事項	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備														
				減容処理棟														
				機器・設備														
				建家														
		167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183
		建家 (全般)	避雷設備 (落雷による 火災防止)	ガンマ線モニ アモニタ	室内ダストモ ニタ	放射線モニタ 監視盤	前処理設備の チャンバ	可燃性ガス供 給設備	自動火災報知 設備 (火災検出装 置)	消火設備 (消火器、消 火栓)	耐火壁	耐火扉	防火ダンパ (給気用ダク ト、排気用ダ クト)	煙 (建家外への 滲れ防止)	排気ダストモ ニタ	避難通路（誘 導標識、誘導 灯）、避難用 照明、異常時 用照明器具	通信連絡設備 (電話、放送 設備、ページ ング設備等)	高圧受電器等 の筐体の金属 製材料及び接 地 (人為事象対 策)
新規基準対応としての設工認申請 （「その〇第一編」→「〇-」）			有 6-1, 6-5, 8-2	有 6-1	無	無	無	有 6-1	有 6-9	有 6-9	無	無	無	有 6-5	無	有 6-3	有 6-8	有 6-1
新規基準前既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
新規一既存（設備）			既存 改造	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設（PS, MS）			MS3	MS3	MS3				MS3	MS3				MS3	MS3	MS3	MS3	
安全設備																		
第1,2条	適用範囲 定義																	
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																	
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																	
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤		●	○	△	△												
第6条	地震による損傷の防止		●															
第7条	津波による損傷の防止		●															
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止		●	◎+1+2 ○+3				○+6										○+7
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		●															
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能																	
第11条	機能の確認等																	
第12条	材料及び構造																	
第13条	安全弁等																	
第14条	逆止め弁		●															
第15条	放射性物質による汚染の防止																	
第16条	遮蔽等		●															
第17条	換気設備		●															
第18条	適用																	
第19条	漏水による損傷の防止		●	○										○				
第20条	安全避難通路等		●															
第21条	安全設備		●						○	○	△	△	△					
第22条	炉心等		●															
第23条	熱遮蔽材																	
第24条	一次冷却材																	
第25条	核燃料物質取扱設備		●															
第26条	核燃料物質貯蔵設備		●															
第27条	一次冷却材処理装置		●															
第28条	冷却設備等		●															
第29条	液位の保持等		●															
第30条	計測設備		●															
第31条	放射線管理施設		●															
第32条	安全保護回路		●															
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		●															
第34条	原子炉制御室等		●															
第35条	廃棄物処理設備		●															
第36条	保管廃棄設備		●															
第37条	原子炉格納施設		●															
第38条	実験設備等		●															
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止		●															
第40条	保安電源設備		●															
第41条	警報装置		●															
第42条	通信連絡設備等		●															○※

※：原子力科学研究所から外部及び現地対策本部への通信連絡設備については、既にNSRR原子炉施設の設工認（申請日及び申請番号：平成29年8月4日付29原規(科研)003、認可日及び認可番号：平成30年2月26日付付原規第1802261号）において対応済みである。
 一：当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いこと、又は当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。
 二：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、要求事項に施設時からの変更があるが、新規基準前の設工認で説明していることを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性説明を省略することを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性説明を省略することを示す。
 *1：外部火災、*2：電巻、*3：落雷、*4：生物学的事象、*5：火災・爆発、*6：有毒ガス、*7：電磁的障害

原子力科学研究所放射性廃棄物処理場
に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則
(令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号)」への適合性確認整理表
(原子炉設置変更許可申請書本文(共通編) 4. ロ～へ及び4. チ～ヌは、該当しないため、記載省略) (1/3)

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備																
			排水貯留ポンド			保管廃棄施設・L		保管廃棄施設・M-1		保管廃棄施設・M-2		特定廃棄物の保管廃棄施設			保管廃棄施設・N L				
			(2) 液体廃棄物の廃棄設備						(3) 固体廃棄物の廃棄設備										
			機器・設備																
			排水貯留ポンド			保管廃棄施設・I					保管廃棄施設・II					保管廃棄施設・N L			
			保管廃棄施設・L		保管廃棄施設・M-1		保管廃棄施設・M-2		特定廃棄物の保管廃棄施設			保管廃棄施設・N L							
			216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232
			排水貯留ポンド(全般)	液位計(警報する設備)	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等)	ビット(全般)	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等)	ビット(全般)	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等) (以下共用)保管廃棄施設・M-2(225)特定廃棄物の保管廃棄施設(229)	津波対策(以下共用)保管廃棄施設・M-2(226)特定廃棄物の保管廃棄施設(230)	ビット(全般)	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等) (以下共用)保管廃棄施設・M-1(222)特定廃棄物の保管廃棄施設(229)	津波対策(以下共用)保管廃棄施設・M-1(223)特定廃棄物の保管廃棄施設(230)	インパイルループ用(全般)	照射試験用(全般)	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等) (以下共用)保管廃棄施設・M-1(222)保管廃棄施設・M-2(225)	津波対策(以下共用)保管廃棄施設・M-1(223)保管廃棄施設・M-2(226)	ビット(全般)	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等)
新規基準対応としての設工認申請 (「その〇第一編」→「〇-」)			有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
新規基準前既に設工認申請済のもの			済	無	無	済	無	済	無	無	済	無	済	済	済	無	無	済	無
新規一既存(設備)			既存	既存 改造	既存	既存	既存	既存	既存	新規	既存	既存	新規	既存	既存	新規	既存	既存	
安全施設(PS, MS)			PS3		MS3	PS3	MS3	PS3	MS3		PS2	MS3		PS2	PS2	MS3		PS3	MS3
安全設備																			
第1,2条	適用範囲、定義																		
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																		
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																		
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震		●	◎			◎		◎			◎			◎	◎			◎
第6条	地震による損傷の防止		●																
第7条	津波による損傷の防止		●																
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止		◎	◎+1+2 ◎+5		◎	◎+1+2 ◎+5		◎	◎+1+2 ◎+5		◎	◎+1+2 ◎+5		◎	◎+1+2 ◎+5		◎	◎+1+2 ◎+5
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		●																
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能																		
第11条	機能の確認等																		
第12条	材料及び構造			△		△		△		△		△		△		△		△	
第13条	安全弁等																		
第14条	逆止め弁		●																
第15条	放射性物質による汚染の防止																		
第16条	遮蔽等		●			◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎	
第17条	換気設備		●																
第18条	適用																		
第19条	溢水による損傷の防止		●	○															
第20条	安全避難通路等		●																
第21条	安全設備		●								△			△					
第22条	炉心等		●																
第23条	熱遮蔽材																		
第24条	二次冷却材																		
第25条	核燃料物質取扱設備		●																
第26条	核燃料物質貯蔵設備		●																
第27条	二次冷却材処理装置		●																
第28条	冷却設備等		●																
第29条	液位の保持等		●																
第30条	計測設備		●																
第31条	放射線管理施設		●																
第32条	安全保護回路		●																
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		●																
第34条	原子炉制御室等		●																
第35条	廃棄物処理設備		△																
第36条	保管廃棄設備		◎																
第37条	原子炉格納施設																		
第38条	実験設備等		●																
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止		●																
第40条	保安電源設備																		
第41条	警報装置		○																
第42条	通信連絡設備等		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎

※: 原子力科学研究所から外部及び現地対策本部への通信連絡設備については、既にNSRR原子炉施設の設工認(申請日及び申請番号:平成29年6月4日付29原機(科研)003、認可日及び認可番号:平成30年2月26日付原規発第1802261号)において対応済みである。
 一: 当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いこと、又は当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。
 ◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、要求事項に施設時からの変更があるが、新規基準前設工認で説明していることを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため(もしくは他の回の申請で説明するため)適合性説明を省略することを示す。
 *1: 外部火災、*2: 電巻、*3: 落雷、*4: 生物学的事象、*5: 火災・爆発、*6: 有蓋ガス、*7: 電磁的障害

原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（資料 処理場-163-2～6を除く施設）に係る
 「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則
 （令和2年3月17日号外原子力規制委員会規則第7号）」への適合性確認整理表
 （原子炉設置変更許可申請書本文（共通編） 4. ロ～へ及び 4. チ～ヌは、該当しないため、記載省略）（2/3）

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備																
			保管廃棄施設・NL			廃棄物保管棟・I							廃棄物保管棟・II						
			(3) 固体廃棄物の廃棄設備																
機器・設備																			
保管廃棄施設																			
第2保管廃棄施設																			
保管廃棄施設・NL			廃棄物保管棟・I							廃棄物保管棟・II									
233			234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	
津波対策（以下共用） 廃棄物保管棟・I (236) 廃棄物保管棟・II (244)			建家 (全般)	通信連絡設備 (電話、放送 設備、ページ ング設備等)	津波対策 (以下共用) 廃棄物保管 棟・NL (233) 廃棄物保管 棟・II (244)	自動火災報知 設備 (火災検出装 置)	消火設備 (消火器、消 火栓)	耐火壁	耐火扉	避難通路（誘 導標識、誘導 灯）、避難用 照明、異常時 用照明器具	建家 (全般)	通信連絡設備 (電話、放送 設備、ページ ング設備等)	津波対策 (以下共用) 廃棄物保管 棟・NL (233) 廃棄物保管 棟・I (236)	自動火災報知 設備 (火災検出装 置)	消火設備 (消火器、消 火栓)	耐火壁	耐火扉	避難通路（誘 導標識、誘導 灯）、避難用 照明、異常時 用照明器具	
新規基準対応としての設工認申請 (「その○第一編」→「○」)			有	有	有	有	有	無	無	有	有	有	有	有	無	無	有	有	
新規基準前既に設工認申請済のもの			無	済	無	無	無	済	済	無	済	無	無	無	済	済	済	無	
新規一既存(設備)			新規	既存	既存	新規	既存	既存	既存	既存	既存	既存	新規	既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設 (PS, MS)				PS3	MS3		MS3	MS3			MS3	PS3	MS3		MS3	MS3		MS3	
安全設備																			
第1,2条 適用範囲、定義																			
第3条 特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																			
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																			
第5条 試験研究用等原子炉施設の地震																			
第6条 地震による損傷の防止																			
第7条 津波による損傷の防止																			
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止																			
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止																			
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能																			
第11条 機能の確認等																			
第12条 材料及び構造																			
第13条 安全弁等																			
第14条 逆止め弁																			
第15条 放射性物質による汚染の防止																			
第16条 遮蔽等																			
第17条 換気設備																			
第18条 適用																			
第19条 溢水による損傷の防止																			
第20条 安全避難通路等																			
第21条 安全設備																			
第22条 炉心等																			
第23条 熱遮蔽材																			
第24条 二次冷却材																			
第25条 核燃料物質取扱設備																			
第26条 核燃料物質貯蔵設備																			
第27条 二次冷却材処理装置																			
第28条 冷却設備等																			
第29条 液位の保持等																			
第30条 計測設備																			
第31条 放射線管理施設																			
第32条 安全保護回路																			
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統																			
第34条 原子炉制御室等																			
第35条 廃棄物処理設備																			
第36条 保管廃棄設備																			
第37条 原子炉格納施設																			
第38条 実験設備等																			
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止																			
第40条 保安電源設備																			
第41条 警報装置																			
第42条 通信連絡設備等																			

試験炉技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				
			固体廃棄物一時保管棟				
			(3) 固体廃棄物の廃棄設備				
			機器・設備	保管廃棄施設	処理前廃棄物保管場所	固体廃棄物一時保管棟	
			250	251	252	253	254
			建家 (全般)	避難通路(誘 導標識、誘導 灯)、避難用 照明、異常時 用照明器具	通信連絡設備 (電話、放送 設備、ペー ジング設備等)	自動火災報知 設備 (火災検出装 置)	消火設備 (消火器、消 火栓)
新規基準対応としての設工認申請 (「その○第一編」→「○-」)			有 4-8, 4-9, 6-1, 6-11	有 6-3	有 6-8	有 6-9	有 6-9
新規基準前に既に設工認申請済のもの			無	無	無	無	無
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存
安全施設(PS, MS)			PS3	MS3	MS3	MS3	MS3
安全設備							
第1、2条 適用範囲、定義							
第3条 特殊な設計による試験研究用等原子炉施設							
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持							
第5条 試験研究用等原子炉施設の地震	第1項	●	○	—	—	—	—
第6条 地震による損傷の防止	第2項	●	—	—	—	—	—
第7条 津波による損傷の防止	第3項	●	—	—	—	—	—
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	○ ¹ 2	—	—	—	—
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第2項	●	○ ⁵	—	—	—	—
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能	第3項	●	—	—	—	—	—
第11条 機能の確認等	第4項	●	—	—	—	—	—
第12条 材料及び構造	第1項第1号	●	—	—	—	—	—
第13条 安全弁等	第1項第2号	●	—	—	—	—	—
第14条 逆止め弁	第2項	●	—	—	—	—	—
第15条 放射性物質による汚染の防止	第3項	●	—	—	—	—	—
第16条 遮蔽等	第4項	●	—	—	—	—	—
第17条 換気設備	第1項	●	○	—	—	—	—
第18条 適用	第2項第1号	●	—	—	—	—	—
第19条 溢水による損傷の防止	第2項第2号	●	—	—	—	—	—
第20条 安全避難通路等	第2項第3号	●	○	—	—	—	—
第21条 安全設備	第1号	●	—	—	—	—	—
第22条 炉心等	第2号	●	—	—	—	—	—
第23条 熱遮蔽材	第3号	●	—	—	—	—	—
第24条 一次冷却材	第4号	●	—	—	—	—	—
第25条 核燃料物質取扱設備	第1号	●	—	—	—	—	—
第26条 核燃料物質貯蔵設備	第2号	●	—	—	—	—	—
第27条 二次冷却材処理装置	第3号	●	—	—	—	—	—
第28条 冷却設備等	第4号	●	—	—	—	—	—
第29条 液位の保持等	第5号	●	—	—	—	—	—
第30条 計測設備	第6号	●	—	—	—	—	—
第31条 放射線管理施設	第7号	●	—	—	—	—	—
第32条 安全保護回路	第8号	●	—	—	—	—	—
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	第9号	●	—	—	—	—	—
第34条 原子炉制御室等	第10号	●	—	—	—	—	—
第35条 廃棄物処理設備	第11号	●	—	—	—	—	—
第36条 保管廃棄設備	第12号	●	—	—	—	—	—
第37条 原子炉格納施設	第13号	●	—	—	—	—	—
第38条 実験設備等	第14号	●	—	—	—	—	—
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第15号	●	—	—	—	—	—
第40条 保安電源設備	第16号	●	—	—	—	—	—
第41条 警報装置	第17号	●	—	—	—	—	—
第42条 通信連絡設備等	第18号	●	—	○※	—	—	—